

静岡県教育委員会の一般職の任期付職員の採用に関する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第3号

静岡県教育委員会の一般職の任期付職員の採用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第4条及び第7条第2項の規定に基づき、静岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用)

第2条 教育委員会は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 教育委員会は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(任期の更新)

第3条 教育委員会は、法第7条第2項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(人事委員会規則への委任)

第4条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。